

代表助成規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「連盟」という）が、代表選抜委員会規則第2条に基づき、国際試合日本代表に対する助成に関し必要な事項を定め、もって日本代表に対する適正な助成を行うことを目的とする。

(対象とする国際試合日本代表)

第2条 この規則による助成の対象は、以下の各号に定める試合の日本代表とする。

- (1) アジア選手権（APBF 選手権、アジアカップ）の日本代表
- (2) 世界選手権（世界ブリッジ選手権、ワールドブリッジゲームズ）の日本代表
- (3) アジア競技大会の日本代表
- (4) その他理事会が認めた国際試合の日本代表

(助成の対象となる期間)

第3条 助成を行う期間は、当該メンバーが日本代表に指名されてから、当該国際試合に参加して帰国するまでの期間とする。

(助成の内容)

第4条 この規則による助成は、以下の通りとする。

		グレードⅠ	グレードⅡ
代表派遣	参加料	全額	
	選手の航空運賃	全額	半額
	選手の宿泊費相当額	全額（朝食付きツイン）	半額（朝食付きツイン）
	キャプテンの航空運賃	全額	
	キャプテンの宿泊費相当額	全額（朝食付きシングル）	
強化練習	国内ナショナル競技会（チーム戦）の参加費用	エントリー費の全額 （当該メンバーのみの参加が条件）	
	理事会が承認した海外競技会への参加費用	エントリー費及び航空運賃の合計の75%相当額 （当該メンバーのみの参加が条件） 主催者からの助成がある場合は助成額を調整する	
	国内練習会の費用	会場費及びボード組込費用相当額	

- (1) アジア選手権および世界選手権への助成は原則として、オープン、ウィメンはグレードⅠ、シニア、ミックスはグレードⅡとし、同一カテゴリーで複数チームを派遣す

る場合なども含め、年度ごとの事情を考慮して理事会で決定する。

- (2) アジア競技大会への助成は、JOC 支給対象外の交通費、宿泊費、および必要な経費を助成する。
- (3) その他理事会が認めた国際試合への助成は、その都度理事会で決定する。
- 2 前項に定める「航空運賃」は連盟が調査したエコノミークラス運賃とし、「朝食付き宿泊費」は大会組織委員会が斡旋するホテルのスタンダードルームを基準とする。朝食がつかない場合は、相当額を上乗せして支給する。
- 3 宿泊費の助成対象となる期間は、開会式の前日から当該チームが参加する公式試合の最終日までとする。
- 4 前各項に定める航空運賃及び宿泊費相当額は助成額の上限であり、実費がこれを下回った場合は実費相当額を助成する。
- 5 選手個人が保有するマイレージによる航空券を使用した場合は、第 2 項のエコノミークラス運賃の 50%相当額を支給する。
- 6 当該国際試合期間中の行動に対して、懲戒処分またはそれに準ずる処分を受けた場合は、助成金を減額または不支給とすることがある。

(報奨金の支給)

第 5 条 以下の各号に相当する場合は報奨金を支給する。

- (1) アジア選手権で優勝した場合
 - (2) 世界選手権でオープン、ウィメンは決勝ラウンド 8 位以内、シニア、ミックスは決勝ラウンド 4 位以内に入った場合
 - (3) アジア競技大会でメダルを獲得した場合
 - (4) その他理事会が認めた国際試合で上記に準ずる成績を挙げたとき
- 2 金額については、その都度理事会で決定し募集要項に記載する。
 - 3 参加チーム数が 5 チーム以下の場合は、報奨金は、前項による金額の 50%とする。

(改 廃)

第 6 条 この規則の変更は理事会の決議により行う。

附則

この規則は 2015 年 4 月 1 日以降に募集する代表選抜試合により決定された日本代表に適用する。

変更歴

2007 年 4 月制定

2010 年 8 月改正

2012 年 7 月改正

2015年4月改正

2017年4月改正

2018年10月改正（ミックスおよびアジア競技大会を対象に追加、表に変更）